

宮沢賢治童話村リニューアル事業 基本構想・基本計画策定支援業務 プロポーザル実施要領

1 業務の目的

宮沢賢治童話村は、平成8年の開館以来、約30年にわたり市内外から年間10万人を超える多くの来場者を受け入れてきた、当市に欠かせない施設である。しかし、施設及び設備の老朽化が進み、劣化度調査により改修の必要性が指摘されているうえ、雨漏りや空調の不具合、ウッドデッキの損傷など、安全性及び快適性の確保に課題が生じている。また、展示についても陳腐化や機能不全が見られ、体験価値の維持・向上が求められている。

本業務は、これらの課題を踏まえ、さらに誘客促進及び地域活性化、管理運営コスト削減の視点から、施設の長寿命化、展示の更新、園内設備の更新はもとより、ウッドデッキやログハウス、土産物屋の再編・再配置の検討、ひいては運営の根本的な在り方までを総合的に検討し、今後の整備の基本的な方向性を示す基本構想及び基本計画を策定することを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 件名：宮沢賢治童話村リニューアル事業 基本構想・基本計画策定支援業務
- (2) 内容：誘客促進及び地域活性化、管理運営コスト削減、施設の長寿命化の視点に立ち、以下の業務を行う。詳細は「仕様書」を参照のこと。

基礎調査・分析、課題の整理	童話村の劣化度や運営状況、来場者のニーズ、開催イベント等の現状調査はもとより、周辺の宮沢賢治関連施設及び市博物館も含めた人流や滞在時間の分析、これらを踏まえた課題の整理等
関係団体からの意見聴取	童話村内で土産物屋を運営する花巻観光協会からの意見聴取
基本構想・基本計画策定支援	上記の整理結果を踏まえリニューアルの方針や内容の検討、市への助言等
基本構想・基本計画のデザイン・レイアウト案（本編・概要版）の作成	基本構想・基本計画の内容について、写真や図表、イラスト等を用いながら見やすく・わかりやすく整理
その他基本構想・基本計画策定に必要と思われる業務	必要に応じ打合せや参考事例の視察、聞き取り等

※参考資料の提供：令和6年1月に実施した宮沢賢治童話村の劣化度調査の結果については、提供を希望する者に対し、電子データにより提供する。提供を希望する場合は、事務局に電子メールで申し出ること。

- (3) 業務の期間：契約締結日の翌日から令和9年3月10日まで
- (4) 見積限度額（予算上限額）：23,870千円（消費税および地方消費税を含む）
※上記金額を超過する提案は審査の対象外とする。

3 必要な参加資格要件

本プロポーザルに参加申込みできる者（以下「参加者」という。）は、参加申込書の提出日現在において、次のすべての要件を満たす者、又は、すべての要件を満たす者を代表構成員（構成員中で出資比率が最大の者をいう。）とし、次の（1）及び（4）から（8）までの要件を満たす者を構成員として自主結成された共同企業体（構成員の数は代表構成員を含めて3者以内）とする。

- (1) 「令和7・8年度花巻市営建設関連業務委託資格者名簿」(※1)に登録されていること。
上記名簿に登録がない者は、次に掲げる書類を参加資格審査書類に併せて提出し、参加資格審査期間中に同等の資格であると認められた者であること。
 - ア 定款、会則等
 - イ 登記簿謄本
 - ウ 印鑑証明書(直近1か月以内のもの)
 - エ 財務諸表(直近のもの)
 - オ 国税及び地方税の納税証明書(税の未納がないことを証明するもの)
 - カ 花巻市暴力団排除条例(平成27年花巻市条例第52号)第2条第5号に規定する暴力団等に該当する者又はこれらと密接な関係を有する者がいないことを証する書面(任意様式)
 - キ その他必要と認められる書類
- (2) 建築士法(昭和25年法律第202号。以下同じ。)第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。(※2)
- (3) 文化・観光施設等に関する構想・計画策定、又はこれに類する業務について、概ね1,000万円以上の受託実績を有し、平成28年4月1日から公告日の前日までに当該業務が完了していること。ただし、共同企業体としての実績の場合は、当該共同企業体における出資比率が20%以上であるものに限る。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 国や地方自治体における入札参加資格停止基準等に基づく指名停止等の入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けている者でないこと。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の申立てを受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (7) 花巻市暴力団排除条例(平成27年花巻市条例第52号)第2条第5号の暴力団等に該当する者又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 共同企業体の構成員は、本プロポーザルの他の参加者でないこと。

※1 【花巻市ホームページ】令和7・8年度花巻市営建設関連業務委託資格者名簿
https://www.city.hanamaki.iwate.jp/business/nyusatsu_keiyaku/1019913/1014416/1014414.html

※2 【公益社団法人日本建築士会連合会HP】建築士名簿・建築士事務所登録簿閲覧システム
<https://csba.kenchikugyousei-db.jp/knjt01/>

4 参加資格審査に関する提出書類及び提出方法

- (1) 受付期間 令和8年7月3日(金)から令和8年7月24日(金)16時まで
- (2) 申込方法 以下に記載の書類を下記提出場所へ持参又は郵送により提出すること。
なお、郵送の場合は簡易書留とし、締切日必着とすること。
- (3) 提出書類(各1部)
 - ア プロポーザル参加申込書
 - (ア) 単体で参加する場合(様式1-1)
 - (イ) 共同企業体で参加する場合(様式1-2)

イ 会社概要書（様式2）及び財務諸表

財務諸表は、直近1年分の「貸借対照表」、「損益計算書」、「販売費及び一般管理費の明細」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」とする。

ウ 業務実績調書（様式3）

参加資格要件を満たす同種又は類似業務の実績を3件以内で記載し、記載した実績を客観的に確認できる資料を添付すること。なお、共同企業体としての実績を記載する場合は、当該共同企業体における出資比率が20%以上であることを確認できる資料を添付すること。

エ 業務実施体制（様式4）

オ 業務従事者一覧（様式5）

カ 共同企業体協定書

共同企業体での提案の場合。共同企業体の構成員、代表者及び各構成員の出資比率を確認できるもの。

※共同企業体で参加する場合は、イは全構成員分を提出すること。ウ、エ及びオは共同企業体として1部作成し、提出すること。

(4) 提出場所 〒025-8601 岩手県花巻市花城町9番30号

花巻市生涯学習部賢治まちづくり課

(5) 結果通知 参加申込があり次第、随時参加資格審査を行い、参加資格結果通知書を申込書に記載の連絡先に送付する。

5 企画提案審査に関する提出書類及び提出方法

参加資格審査の結果、参加の資格があると認められた者は、次に記載する書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年8月18日（火）16時（必着）

(2) 提出方法

以下に記載の書類を下記提出場所へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は簡易書留とし、締切日必着とすること。

ア 提出書類

(ア) 企画提案書

- ・ A4版（縦・横は問わない）、30ページ以内（両面の場合は15枚以内）に収め、ページ番号（通し番号）を付番すること。なお、表紙や目次は枚数に含まない。
- ・ 図や表、写真、イラストなどを使用しても差し支えないが、A3版1ページはA4版2ページに換算する。
- ・ 受注候補者の選定に係る審査を円滑に行う観点から、別紙「評価項目・配点一覧」の「②二次審査」に記載のある評価項目に沿って記載すること。記載にあたっては着眼点を十分に踏まえること。
- ・ 業務の全体スケジュールを記載すること。
- ・ 仕様書は、本市が考える基本的な業務を示したものであり、仕様書で求める内容のほか、より有効な提案があれば具体的に記載すること。

(イ) 見積書及び積算内訳書

- ・ 本見積書の金額をもって契約金額とするものではない。

イ 提出様式

- (ア) いずれも、カラー・モノクロは問わないが、文字サイズは11ポイント以上とすること。ただし、図表等についてはこの限りでない。

(イ) アで示した提出書類には、それぞれ表紙をつけること。

ウ 提出部数

- ・提出書類は正本1部、副本10部とする。
- ・正本の表紙には業務名、提案者の会社名、所在地及び代表者職と氏名を記載するものとし、副本には事業者が判別できる情報（会社名、代表者名、商号、ロゴ等）は一切記載しないこと。

(3) 企画提案書作成上の注意

- ・企画提案は1者1提案とし、提案者が容易に特定できる情報は記載しないこと。
- ・企画提案書作成に際し、宮沢賢治に関する著作物、画像、写真、資料など、第三者が権利を有する可能性のある素材を使用する場合は、提案者の責任において必要な権利処理を行うこと。
- ・企画提案書に含まれる著作物、画像、写真、資料等について、著作権、肖像権その他第三者の権利に関する問題が生じた場合は、提案者の責任において解決すること。
- ・選定された者の企画提案書に係る著作権は、契約締結時に市に帰属するものとする。選定されなかった者の企画提案書に係る著作権は、当該提案者に帰属するものとする。

(4) 提出場所 〒025-8601 岩手県花巻市花城町9番30号 花巻市生涯学習部賢治まちづくり課

6 質問の受付と回答方法

- (1) 提出期限：令和8年7月13日（月）16時まで
- (2) 提出方法：プロポーザルに係る質問書（様式6）に記入のうえ、電子メールにて提出。なお、件名は「宮沢賢治童話村 プロポーザルにかかる質問書」とすること。
- (3) 回答方法：令和8年7月21日（火）16時までに、受け付けた全質問への回答を取りまとめ、市ホームページに掲載する。なお、質問者に対する個別の回答は行わない。
- (4) 提出先：花巻市生涯学習部賢治まちづくり課
E-mail：kenji-machi@city.hanamaki.iwate.jp

7 審査項目及び配点

(1) 審査・選考の方法

ア 審査は、提出された書類及びプレゼンテーション、ヒアリングを対象として、市が設置するプロポーザル選定委員会の委員により実施する。審査における評価項目、着眼点及び配点は、別紙1「評価項目・配点一覧」のとおりとする。

イ 参加申込者が6者以上の場合は、一次審査（書類審査）の評価の上位5者が二次審査（提案書及び提案価格、プレゼンテーション審査）に進み、一次審査（50点満点）及び二次審査（850点満点）の合計点で契約候補者を決定する。なお、参加申込者が5者以下の場合は全員が二次審査に進むものとするが、この場合でも一次審査及び二次審査の合計点で契約候補者を決定する。

ウ 審査の結果、得点が上位1位となった者を「契約候補者」、上位2位になった者を「次点者」として選定し、まず契約候補者と期間を定めて企画提案の内容を基に、契約締結に向けて具体的な条件等について協議を行うものとする。

エ 上記期間内に市と契約候補者との協議が整わない場合は、市は次点者と協議を行うものとする。ただし、次点者との契約締結を確約するものではない。

オ 契約候補者等との契約手続きに関する詳細は、別途通知する。

カ 選定委員会に関する事項は、「宮沢賢治童話村リニューアル事業 基本構想・基本計画策定支援業務プロポーザル選定委員会設置要領」に定める。

キ 応募者が1者のみであっても、最低基準点（満点の6割）を超えた場合は、契約候補者とする。一方で応募者が複数であっても、最低基準点を超えた者がいない場合は契約候補者を選定しない。

ク 審査結果については、何人も異議を申し立てることはできない。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング審査の概要

プレゼンテーションは1者あたり45分とする。なお、プレゼンテーションは、実際に業務に従事する者が行うこと。概要説明について、所定の時間を超過した場合は、途中でも打ち切る場合があるので、留意すること。

- ア 準備 (5分)
- イ 参加者の提案書に対する概要説明 (20分)
- ウ 委員によるヒアリング (15分)
- エ 片づけ (5分)

8 スケジュール (予定)

(1) 全体スケジュール

内 容	時 期
プロポーザル実施要領等の公開	令和8年7月上旬
審査	令和8年8月下旬
契約締結	令和8年9月中旬
基礎調査・分析、関係団体からの意見聴取	令和8年9月中旬～10月下旬
基本構想・基本計画策定支援	令和8年9月中旬～令和9年3月10日

(2) 候補者選定までの事務手順及びスケジュール

内容	時期
基本方針の策定	令和8年6月5日(金)
実施要領及びプロポーザル選定委員会設置要領の策定	令和8年6月5日(金)～6月下旬
第1回プロポーザル選定委員会 ・審査方針決定	令和8年6月29日(月)
公告・実施要領の配布	令和8年7月3日(金)
参加申込の受付	令和8年7月3日(金)～7月24日(金)
参加資格審査期間	令和8年7月3日(金)～7月28日(火)
質疑受付期間	令和8年7月3日(金)～7月13日(月)
質疑に対する市の回答期限	令和8年7月21日(火)
一次審査 (事務局が評点し選定委員会により決定) ※参加者が6者以上の場合、上位5者が二次審査に進むものとする	令和8年7月30日(木)
参加資格審査結果通知 ※一次審査を実施した場合はその結果も併せて通知する	令和8年8月3日(月)
企画提案書提出期限	令和8年8月18日(火)
第2回プロポーザル選定委員会 ・二次審査 (プレゼンテーション・ヒアリング)	令和8年8月28日(金)
審査結果通知 見積書及び積算内訳書の提出依頼	令和8年9月1日(火)
見積書及び積算内訳書の審査	令和8年9月4日(金)～9月11日(金)
契約締結	令和8年9月中旬

9 その他留意事項

- ・虚偽の記載があった場合、失格とします。
- ・本プロポーザルに関して、選定委員への事前説明その他の接触を行うことは一切禁止します。選定委員との本プロポーザルに関する接触などの不正な事実が認められた場合、失格となります。

10 担当部署（事務局）

花巻市生涯学習部賢治まちづくり課 〒025-8601 岩手県花巻市花城町9番30号

電話：0198-41-3591 E-mail：kenji-machi@city.hanamaki.iwate.jp